

平成28年2月24日 定例教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

- ・平成28年2月24日（水） 午後1時2分 ～ 午後2時46分
- ・教育委員会室

2 出席者

教育長	松川 禮子	事務局職員	
委員	稲本 正	副教育長	尾形 哲也
委員	月村 時子	教育次長	南谷 清司
委員	野原 正美	義務教育総括監	水川 和彦
委員	森口 祐子	総合教育センター長兼教育研修課長	丹羽 俊文
(土屋嶮委員は欠席)		教育総務課長	国島 英樹
		教育総務課教育主管	折戸 敏仁
		教育財務課長	松原 正隆
		教職員課長	高木 俊明
		教職員課福利厚生室長	森部 圭一
		学校安全課長	服部 和也
		学校支援課長	吉田 梓
		学校支援課教育主管	古賀 英一
		学校支援課教育主管	小栗 英幸
		特別支援教育課長	出口 和宏
		社会教育文化課長	土井 信之
		体育健康課長	高橋 幸平

3 議事日程等

報第1号から報第3号まで、議第1号及び事務局報告（1）について非公開とすることを決定。

4 会議録

平成28年1月26日開催の定例教育委員会の会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容 () 書きは事務局発言
報第1号 教育に関する事務に係る予算（平成27年度3月補正予算）に対する意見について	
教育総務課長	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から平成28年第1回定例岐阜県議会に提出される教育に関する事務に係る予算について意見を求められ、2月17日に別添のとおり異議がない旨専決により回答したので報告し、その承認を求めるものである。</p> <p>教育委員会関係の3月補正予算は、9億8,496万1,000円の増額であり、補正後の予算額は、1,736億4,418万6,000円、同期比102.9%の規模である。主な補正予算の内容であるが、まず、人件費は、教職員及び事務局職員に係る給与費等の増として13億円余の増額補正をしている。その要因は、人事委員会勧告に伴う給与改定等の整理に加え、実績見込みによる補正である。</p> <p>次に、普通建設事業費は、2億7,400万円余の増額補正をしている。その要因は、国補正予算に対応した事業費の一部前倒しである。対象は、岐阜希望が丘特別支援学校及び岐阜清流高等特別支援学校であり、それぞれ1,700万円余、4億4,700万円余の増額であるが、その他に、工事請負契約の入札に伴う差金等による1億8,900万円余の減額があり、差し引き額を増額するものである。</p> <p>その他として、特別支援学校の図書等購入事業費として2,000万円の増額補正をしている。これは、寄付をいただき、県立特別支援学校の図書室の充実を図るものである。その他は、実績及び実績見込みによる減額補正である。</p>
稲本委員	<p>教育委員会でこれだけいろいろな仕事をしているということ、県民、全国、さらに世界まで発信する費用はどこに入っているのか。人件費とハード整備の予算がほとんどであるが、教育では、ソフト面をいかに発信できるかが重要であると思う。</p>
教育総務課長	<p>今、ご説明したのは3月補正予算であるが、平成28年度当初予算においては、県全体の広報予算について、それぞれの事業でもっていた予算を広報課に集約することが決まった。これは、県全体で戦略的な広報を行うという観点により、来年度から実施するものである。</p>
教 育 長	<p>報第1号につき、挙手により採決する。</p>
教 育 長	<p>全員賛成により承認する。</p>
報第2号 教育に関する事務に係る予算（平成28年度当初予算）に対する意見について	
教育総務課長	<p>3月補正予算と同じく、平成28年度当初予算についても岐阜県知事から意見を求められ、2月17日に別添のとおり異議がない旨専決により回答したので報告し、その承認を求めるものである。</p> <p>予算編成の前提として、「平成28年度岐阜県教育委員会の基本方針」を作成している。この基本方針は、第2次教育ビジョンの柱立てに沿いながら、5つの基本目標と施策体系を示した上で、それらに基づいて、平成28年度の主な施策を掲げているものである。平成28年度の主な施策にある「重点」マークは、主な施策の中でも、特に重点を置く施策、また、「新規」マークは、来年度新しく設けた施策を表している。なお、それぞれの項目に関する具体的な内容については、次頁にある参考資料に記載しているので、お目通しいただきたい。</p> <p>教育委員会関係の平成28年度当初予算額は、1,732億5,269万1,000円、対前年度の当初予算比で8億8,715万7,000円の増額、率にして0.5%の伸びとなっている。増減の内訳について、まず人件費は、小学校の児童数の減少に連動して小学校費が減少しているが、羽島特別支援学校の開校や岐阜希望が丘特別支援学</p>

校高等部の設置、退職手当の増額等により、全体では微増となっている。

次に、建設事業費は、岐阜清流高等特別支援学校施設整備事業が約6億円の増額となるが、羽島特別支援学校施設整備事業の完了により、約24億円の減額となることから、大幅な減額となっている。なお、その他の項目では、総合教育センター空調設備等改修費が約3億円となることから、増額となっている。

その他は、公立高等学校等就学支援金が学年進行により、平成28年度は全学年が対象となること、普通科高校40校の生徒が「情報」の教科で使用するパソコンを更新すること、さらに、公共工事の進捗により埋蔵文化財発掘調査費が増額となることなどから、大幅な増額となっている。

次に、教育委員会の平成28年度当初予算のうち、主要な事業についてご説明する。まず、新規事業「魅力ある高校づくりの推進」である。この事業は、少子化の進展による生徒数の減少など、高校を取り巻く環境が大きく変化していることから、中長期的な将来を見据えた高校改革に取り組むというものである。具体的には、4つの内容がある。

(1)は、現在、国において行われている、高大接続改革の議論や次期学習指導要領を見据えたカリキュラムの開発に着手するものである。(2)は、少子化の進展の中で、小規模化が著しい高校を対象に、地元の市町村や企業等と協議会を設置して、活力ある高校づくりを推進するというものである。(3)は、グローバル人材育成のための国際的な教育プログラムである国際バカロレアについて、導入による人材育成効果の調査研究を行うものである。(4)は、3つのスーパーハイスクールの各校生徒の意見交換や発表の場を設定し、生徒同士の連携を促進することで、研究成果のより一層の発展を目指すものである。

次に、「確かな学力の育成」である。このうち、新たな取組みとしては、(3)児童の理解度に応じた教科学習システムの導入である。これは、一人一人の理解状況の自動的な診断と、苦手部分を繰り返し練習することにより、学習内容の定着を図る学習支援システムを導入するものであり、平成29年度の導入に向けたシステムの構築や、試験運用を開始する。

新規事業「主権者教育の推進」である。これについては、教育委員会と清流の国推進部とであわせて作成している。選挙権年齢の引き下げに伴い、今年夏の国政選挙から新たに有権者となる生徒をはじめ、将来選挙権を得る児童生徒に対して、政治参加を促すとともに、選挙制度や投票方法等についての周知・啓発を行うものである。具体的には、

(1)新たに有権者となる高校3年生を中心に、選挙制度の理解を図り、模擬投票等の具体的・実践的な取組みを推進する。また、(2)高校において、討論等を通じて生徒の政治的教養を育むカリキュラムを研究開発するとともに、模擬選挙等の先進的な取組みの実践事例集を作成する。このほか、(3)小・中学校の教員に対する研修の充実や、(4)市町村選挙管理委員会等と連携して、児童生徒への啓発活動を行う。

「ふるさと教育フェスタの開催」である。本年2月18日にも開催したが、ふるさと教育の一層の充実のため、各学校における優れた実践の表彰や、地域に根差した様々な活動を発表・交流する「ふるさと教育フェスタ」を、来年1月、ぎふ清流文化プラザで開催する予定である。詳細は、小・中学生による伝統芸能の実演や、杉原千畝等、郷土の偉人を題材とする取組みの発表、長年ふるさと教育に協力いただいた方への感謝状の贈呈等を行う予定である。

新規事業「第2次岐阜県幼児教育アクションプランの推進」である。今年度末に策定する「第2次岐阜県幼児教育アクションプラン」に基づき、幼稚園等と小学校との円滑な接続や、特別支援教育の体制整備、子育て支援ネットワーク体制の確立を重点に、総合的な支援を行うものである。具体的には、(1)では、学識経験者や幼児教育関係者等による「岐阜県幼児教育推進会議」を開催し、幼児教育の推進・充実に関する意見を聴取するとともに、市町村と連携し、好事例の収集・普及と、各幼稚園の実践研究を支援する。(2)では、幼稚園等から小学校への円滑な学びの接続と、学校生活への適応を図るため、すべての園や学校で活用できる岐阜県版接続カリキュラムを作成する。

「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールの推進」である。現在の県立岐阜商業高校と大垣桜高校に加え、岐阜工業高校を新たに指定し、航空宇宙関連企業等における実習や、先端的な技術を活用したカリキュラムの開発に取り組むものである。

「いじめ・不登校等の未然防止の推進」である。新規の要素として、(1)の「いじめ・

ホームページ公開

	<p>不登校等の未然防止モデル事業」では、2つの中学校区をモデル地区に指定し、「いじめ等未然防止アドバイザー」を配置し、学校への指導・助言を行うとともに、その成果を手引書にまとめ、周知を図る。また、(2)の自尊感情の育成事業では、これまで継続的に進めてきた「あったかい言葉かけ運動」の成果をまとめた情報誌を、高校生が中心となって設立したインターネット上の編集委員会で編集・発行する。さらに、(4)では、これまで県内すべての小・中学校でスクールカウンセラーを活用できるような配置を行ってきたが、これに加え、県内すべての公立高校と特別支援学校にスクールカウンセラーを配置する。</p> <p>「すべての学校における特別支援教育の推進」である。新規の要素として、(2)の「発達障がいに関する検討会議」を設置し、発達障がいやその可能性のある児童生徒の実態把握や支援体制の構築に向けて議論を行うとともに、その議論を踏まえ、通常学級の発達障がいのある児童生徒に対する「個別的教育支援計画」の策定につなげるため、2市町村程度で実態調査を先行実施する。また、(3)では、特別な支援を必要とする生徒が在籍する県立高校に「特別支援教育支援員」を9名配置し、学習支援と生活支援を実施する。</p> <p>「岐阜清流高等特別支援学校の整備」である。生徒一人一人の就労ニーズに対応する就労支援・定着支援の強化を図るため、軽度の知的障がいのある生徒を対象とした岐阜県初となる高等特別支援学校を、来年4月の開校に向けて整備する。</p> <p>「地域と連携した家庭教育の推進」である。新規の要素として、(1)地域の状況に詳しい人材を「家庭教育支援員」として配置し、家庭の状況に応じたきめ細かな家庭教育支援体制を整備するとともに、その実践例を県内に普及する。</p> <p>新規事業「岐阜県図書館のリニューアル」である。県図書館では、県内各地の様々な魅力や資源を共有して発信する「情報共有・発信型図書館」を目指し、3つの柱に基づき、リニューアルを行う。具体的には、(1)郷土の誇りと愛着を育むとともに、県出身の作家等、郷土に関する資料情報を提供するため、図書館1階の企画展示室を改修する。(2)「子育て」等の分野で、図書資料の計画的整備を図り、併せて利用者からの相談や、レファレンスへの対応等、図書館サービスの充実に取り組む。(3)国際化に対応した人材育成や、世界に開かれた学びと交流の場とするため、新たに海外情報コーナーを設置する。このほか、(4)企画コーディネーターを設置し、民間のノウハウを取り入れた事業の展開を検討していく。</p>
<p>月村委員</p>	<p>幼児教育アクションプランについて、幼児教育の施設は、保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育所と多様化しているが、幼児が小学校に入学する際の連携がどれだけできているかが疑問である。具体的には、幼稚園等から小学校に入る際の書式があると思うが、岐阜県では決められた共通の書式で連絡しているのか。幼稚園の現状を見る機会があるが、発達障がいなど問題を抱えている子どもが昔より多いと感じる。うまく連携していかないと、小学校1年生のクラス編制等に支障を来し、小学校の先生も大変である。その辺りについて、新規事業の中で何か取り組むことはあるのか。</p>
<p>学校支援課長</p>	<p>「第2次岐阜県幼児教育アクションプラン」は、今年度末に策定する予定であり、現在、パブリックコメントを行っているところである。この第2次アクションプランの中に、月村委員ご指摘のように、特別な支援が必要な子どもが増えているといった現状についても記載しており、今後、その対応をどうしていくかが、第2次アクションプランの柱になっている。</p> <p>一方で、施設の多様化に伴う連携については、第1次アクションプランでも推進してきたが、認定こども園制度が始まり、小学校に入るまでの子どもの育ちや事務的な面での連携がさらに必要になってきている。幼稚園・保育所・認定こども園のどの子どもにも、小学校に入るまでに身に付けさせる目標を共有するためのアプローチカリキュラムと、小学校1年生からのスタートカリキュラムの作成について、「岐阜県版接続カリキュラム」として予算計上している。</p>
<p>月村委員</p>	<p>現在、カリキュラムを作成中ということか。</p>

ホームページ公開

学校支援課長	第2次アクションプランはパブリックコメント中であるので、いただいたご意見を反映して年度末に策定する予定である。
月村委員	今までは、幼稚園等と学校との連携はどのように行われてきたのか。各施設共通の書式があるのか。
義務教育総括監	幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省の所管であるので、もともに行っている教育の質が異なる。ただ、幼稚園・保育所から小学校への接続については、公的な様式がある。また、指導についても公的な接続がある。加えて、就学時検診や、小学校入学時に1日入学というものがあり、そういった機会に連携ができる。入学後も幼稚園・保育所の先生が小学校を訪れ、子どもの様子を見るといったことをしている。形式的な接続だけでなく、実際に指導した幼稚園・保育所の先生と小学校の先生との具体的な接続の機会も設けている。
月村委員	小学校側は子どものことを把握して受け入れているのか。
義務教育総括監	入学後、早々に気になるような子どもは、幼稚園・保育所の側が、この子はこういった特性があるといった申し送りをしていることが多い。近隣の校区の幼稚園・保育所から入学する子どもがほとんどであるので、その都度連絡して対応するようにしている。
教育長	一つの小学校に一つの施設からしか来ない場合もあれば、複数の施設から来る場合もあるため、単純にいかない部分もある。地域ごとに保育所が多い地域、私立幼稚園が多い地域等、さまざまであるので、第1次アクションプランの時は、地域ごとにモデルケースを作り、接続を行ってきた。今回、それを踏まえて改善している。今、パブリックコメントを行っているアクションプランの案を委員の皆様にもお配りしたいと思う。
月村委員	ある幼稚園で問題を抱えている子どもが増えていると感じた。1園でそれだけいるということは、他の園でも増えていると考えられ、小学校1年生を受け持つ教員は大変であると思ったのでお聞きした。
野原委員	先日、「ふるさと教育フェスタ」に出席させていただいた。今年度初の試みということで楽しみにしていたが、想像以上の発表であった。また、近隣の小学校も参加しており、こうした公の場で発表をしたり表彰を受けたりすることは、発表・受賞した子どもも、見学した子どもも感じるものがあったのではないかと思う。アンケートもあったので、来年度に向けてよい方向に発展させていただきたい。取り組みが継続されることを願っている。
森口委員	主権者教育の推進については、教える側のスタンスが大変難しい。国・県・保護者・学校といろいろな角度から考える必要のあるデリケートな問題である。教える側の考え方によって幅広くなってしまうという点で、道徳と似た感じを受ける。一定のラインに到達するよう、教える側の意思統一のようなものが必要ではないか。 また、いじめ・不登校について、岐阜県では不登校の児童生徒は何人くらいいるのか。
学校安全課長	小学校が約600人、中学校はその3倍の約1,800人である。高校は全日制と定時制・通信制を合わせて約600人弱である。中学1年生を頂点として増減するような形である。
森口委員	グローバル教育に特化している面もあるが、セカンドステージ、サードステージとしてフォローアップできるような教育も必要であると思う。何か対策ができればよい。また、岐阜清流高等特別支援学校に関連して、入学人数はどのくらいか。

ホームページ公開

特別支援教育課長	岐阜清流高等特別支援学校は、これまでの知的障がいのある生徒を対象とした高等部とは異なり、軽度の生徒を対象としている。生徒数144名を3学年の定員としており、1学年は48名である。それは、岐阜圏域の一般就労可能な知的障がいの生徒の割合が34%程度にあたることから試算している。
森口委員	年数を経ないとデータは出てこないかもしれないが、高等特別支援学校を卒業して社会に貢献できる割合はどのくらいになると見込んでいるか。
特別支援教育課長	これまで知的障がいがあり特別支援学校を卒業した生徒の一般就労は、銀行等も含め、障がい者枠雇用である。その割合が知的障がいの生徒の約34%である。この生徒たちがさらに社会に適応できるように、集中して専門的に指導するという意味で、高等特別支援学校の定員を設定した。
学校支援課長	<p>主権者教育の推進について、教える側のスタンスが難しいのではないかとのご指摘をいただいたが、教える側は、個人の主義主張を示す教え方ではなく、現実の事象に沿っていろいろな考え方があるということを学ばせ、その過程において生徒が成長していくといった指導になるように気を付けなければならない。来年度予算でも教え方の留意点やモデルのカリキュラムを示して、現場の教員が困らないような環境を整えていきたいと考えている。</p> <p>また、教える幅が広くなり過ぎるのではないかとという点についても、県として、具体的な事例を多く提供していきたいと考えている。</p>
学校支援課教育主管	追加して、小中学校では、どのような観点で主権者教育を推進していくか、現場でも迷っているという声がある。教員の中立性確保や高校生の政治活動制限については、県教育委員会として示すが、実際の授業・学習活動の中でどのようなことを行うことが主権者教育につながるかという点については、パンフレットを作成し、全教員に配布する予定である。教科教育においても、例えば、技術であれば、原子力を含めたエネルギー問題や、最新のものづくりといった観点から、いかに技術を評価できる人間を育てるかということに重点を置くといったように、全く新しいことではなく、今まで取り組んできたことの中で、どこに重点を置くかを示して、現場が混乱しないようにしていきたい。
学校安全課長	<p>不登校の子どもへのフォローアップという観点では、各学校にスクールカウンセラーを配置している。学校への適応がうまくいかなかった子どもに対し、親も含めた相談体制をつくっている。また、スクール相談員も配置しており、実際に家庭訪問をして学校に来られない子どもと関わるといったこともしている。スクールカウンセラーは小中学校で約100名、スクール相談員は約70名を配置している。</p> <p>また、学校に来られなくなった場合には、学校以外で学校復帰のための力をつける施設として、総合教育センターの中に「G-プレイス」という教育支援センター（適応指導教室）を設置している。県内には市町村立のものを含めて、約35施設を設置しており、そういった場所で力を蓄え学校復帰できるような体制を整えているが、なかなか不登校の児童生徒数が減っていかないのが現状である。</p>
森口委員	主権者教育について、国外の選挙制度のあり方を学ぶことにより、異なる角度から自分たちが選挙にどのように関わっていくのかを考え、国へアプローチする機会とすることも考えられるのではないか。
学校支援課長	先程、教育主管から説明したように、小中学校の教科教育においても、主権者教育を意識した指導を心がけるようにといったパンフレットを配布する予定であるが、国内外の選挙制度の仕組みについては、これまでも高校の公民等の教科の政治的教養という単元で教えてきた。県教育委員会としても、主権者教育の推進に併せて、よりグローバルに深い内容で教えていくための資料を提供していきたい。

ホームページ公開

森口委員	<p>平等に選挙権を与えられて選挙に関わることについて、どれだけの子どもが理解できているのかと疑問に思う。選挙そのものの重みや意義というものを、もっと大きなところで子どもたちが知る機会はないものか。教育機関である学校の授業で取り扱う勉強としての選挙と実際の選挙とは、かなり差があるように思う。また、教え方が難しいので、教員の負担も大きいと思う。</p>
稲本委員	<p>具体的に何をしたらよいかという点で、例えば、コスタリカでは、小学校から大統領選挙に投票する。小学校の投票は結果には反映しないが、政治に参加するということはどういうことかを学ぶことはできる。主権者教育とは、学校で教えるものではなく、家庭も含めてある種の生活習慣として教えるものである。普段は政治のことを考えていない子どもたちが、急に選挙権をもち、投票するようなことではいけない。子どもたちが生徒会長を選ぶといったことから主権者教育を始めることが必要であると思う。知事・県議会議員・市議会議員等の選挙についても、小学校のうちから模擬投票をしたらよいと思う。それを中学校・高校と続けることで政治に興味を持ち、選挙とは何かを理解するようになると思う。</p>
教育長	<p>主権者教育は大きなテーマであるので、総合教育会議でも議論していただきたい。</p>
稲本委員	<p>全体の予算の中で多いのは、特別支援学校の整備費用といじめ・不登校等の未然防止費用である。いじめ・不登校については、予算をかけたからといって必ず成功するというものではない。まず、スクールカウンセラーが優秀かどうかが重要である。カウンセラーを養成するシステムはあるのか。人数は少なくとも優秀なカウンセラーがいればよいと思うが、カウンセラーは現在、何人いるのか。</p>
学校安全課長	<p>(小中学校では) 現在、98名である。</p>
稲本委員	<p>人数はそんなに多くは要らない。10名程の優秀なカウンセラーが県内の学校をまわって教員を指導するシステムにすればよいと思う。日頃、子どもの様子を見ているのは教員である。その教員を教育できるような優秀なカウンセラーが必要である。2億5,000万円の予算の使途を真剣に考えていただきたい。</p>
月村委員	<p>日頃からスクールカウンセラーのあり方については、資質の問題もあり、実際にどれだけ働いてもらえるのか疑問に思っている。各学校に1人ずつ配置することによる実績を調査していかないと、人数だけ増やしても効果が上がっているかどうか分からない。</p>
学校安全課長	<p>スクールカウンセラーの質の問題があるというご指摘は、そのとおりであり、まず、人員の入れ替えは必要であると考えている。また、名古屋市のように、優秀なカウンセラーを常勤職員として雇い入れ、その職員を中心に動かすというシステムを始めている自治体もある。岐阜県では、カウンセラーは、週1回6時間、各小中学校をまわっている。その時間は、ほぼ相談業務で終わってしまうような状況である。そのくらい保護者、児童生徒からは相談をしたいという需要がある。</p> <p>スクールカウンセラーの効果も具体的な数値として上がっており、実際に不登校が解消した児童生徒の人数は増えている。問題は、それ以上に新たに不登校になる児童生徒が増えているということである。それに対応するために、「いじめ・不登校等の未然防止モデル事業」という施策を打ち出した。しかし、2億5,000万円の費用対効果があるかどうかは、冷静に分析していかなければいけないと考えている。</p>
稲本委員	<p>スクールカウンセラーが真剣に取り組めば取り組むほど、学校の教員が、いじめ・不登校問題は関係ないというスタンスにならないかという点を不安に思っている。児童生徒と一番近くで接しているのは教員であり、その教員が、いじめ・不登校問題に真剣に取り組むようにした方がいじめ・不登校は増えないのではないかと考えている。</p>

ホームページ公開

	を減らすという対処療法もよいが、それでは、いじめ・不登校が増えるたびにカウンセラーを増やすことになり、予算がいくらあっても足りない。もっと効率的なノウハウを開発しなければいけないという気がする。
学校安全課長	わずか300万円の予算でそれをやろうとしている。未然防止という観点で、どの段階でどのように取り組めば効果があるかということのを来年度1年かけて実践するので、その結果を見ていただき、またご指導いただきたいと思う。
野原委員	「いじめ・不登校等の未然防止モデル事業」の対象である2中学校区は、どのように選定したのか。
学校安全課長	本年度は海津市で実施しており、来年度は羽島市で実施する予定である。羽島市は、数年前から不登校対策の体制を整備しており、それを活かすという意味で、羽島市で実施したいと考えている。
稲本委員	図書館のリニューアルについて、館長が図書館をどのようにしたいと考えているのかといったメッセージが見えてこない。岐阜県に本当に合う県立図書館とは何かということのを館長が打ち出し、そこに予算をつけるということをしていかなければいけない。
社会教育文化課長	岐阜市でメディアコスモスが開館するといった動きがあり、岐阜県図書館がどのような方向を目指すのかといった議論の中で、現状、館長が方針を打ち出す前に1～2年で異動してしまうというのが問題の一つではないかと言われている。現在の館長及び教育委員会で検討し、知事まではかったのが、この「情報共有・発信型図書館」である。しかし、その内容はまだこれからという状況であり、しかも行政が行うには限界があるので、来年度、企画コーディネーターを設置し、民間のノウハウを含めてご意見をいただき、試行錯誤しながら進めていきたいと考えている。
稲本委員	民間から館長を選任すればよいのではないか。
副教育長	館長の人事について、あり方を見直さなければならないという意識はあり、来年度から何年も腰を据えてやっていただける方を探せないかと試みたが、適任者にめぐり合うことができなかった。引き続き、探す努力をしていくので、教育委員の皆様も適任者がいれば情報提供をお願いしたい。
稲本委員	千代田区観光協会の会長になった人物は、大変ユニークな発想をもつ人物である。それくらいの発想をもつ人物がいれば、組織は変わる。岐阜市のメディアコスモスの館長もそのような人物ではなかったか。
教育長	公募で決まったようである。
森口委員	岐阜市民がメディアコスモスに足が向くのは当然のことである。スケールではなく、県だからできること、県にしかできないことを県民にアプローチしていく方法を見出すことができればよいと思う。
副教育長	それを考えて、現段階で打ち出したものがこれである。今後も、引き続き県として何をすべきか、何ができるかを考えていく必要があると思う。
月村委員	県図書館は、美術館と隣接しているので、図書館単独ではなく、美術館との交流を深めて特色を出していけるとよいのではないか。
副教育長	美術館との連携も検討しており、これまでも美術館で開催している特別展の画家・作家に関連する図書を特別に展示するといったコラボレーションは行ってきたが、図書館

ホームページ公開

	と美術館の間の空間も含めて何かできないかということについて、企画コーディネーターの方々を含めて議論し、できれば来年度後半から何かできるように考えていきたい。
稲本委員	岐阜県は世界農業遺産も含め、たくさんの遺産をもっている。このポテンシャル全体を高め、全県の魅力を結集して図書館・美術館を含めたエリア開発を行うことができればよいと思う。
教育長	報第2号につき、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により承認する。
報第3号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について	
教育総務課長	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から平成28年第1回定例岐阜県議会に提出される教育に関する事務に係る議案について意見を求められ、2月10日に別添のとおり異議がない旨専決により回答したので報告し、その承認を求めるものである。</p> <p>まず、岐阜県職員定数条例では、教育委員会の事務部局の職員定数が、348人から353人へ5人増となっている。これは、平成29年度に開催されるインターハイスキー大会及び平成30年度に東海4県を会場として開催されるインターハイの開催準備に伴う体育健康課の職員増等によるものである。また、学校の職員定数が、5,439人から5,517人へ78人増となっている。これは、主に羽島特別支援学校の開校によるものである。</p> <p>また、市町村立学校職員定数条例では、小学校・中学校等の職員定数が、12,106人から12,020人へ86人減となっている。これは、児童生徒数の減少に伴うものである。</p> <p>市立の特別支援学校は、児童生徒の減少に伴い5人減となっており、また、市立の定時制高校は昨年度と同数である。</p>
教育長	報第3号につき、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により承認する。
議第1号 岐阜県教職員保健審査会委員の任免について（非公開案件）	
岐阜県教職員保健審査会委員の任免について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第2号 岐阜県美術館管理規則の一部を改正する規則について 議第3号 岐阜県図書館管理規則の一部を改正する規則について 議第4号 岐阜県博物館管理規則の一部を改正する規則について	
社会教育文化課長	<p>美術館、図書館、博物館の管理規則の一部を改正する規則について一括でお諮りする。3規則に共通する改正点として、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、平成28年4月1日に施行されることに伴い、規定を整備するものである。具体的には、各施設の展示室等の貸出しの利用申請に対して、各施設が行う承認・不承認の決定に不服がある場合に申立てできる審査請求期間を60日以内から3月以内に改めるものである。</p> <p>図書館については、これと併せて、岐阜県図書館外への資料貸出しの実態に合わせた改正を行った。まず、管理規則第7条は、「貸出文庫」となっていたものを実態に合わせて「読書活動支援資料」に改正した。また、第8条の「自動車文庫」は、現在、利用形態がないため、削除するものである。</p>

ホームページ公開

稲本委員	自動車文庫が廃止されたのはもったいない。山間地域の住民にとっては、よい方法だったのではないか。
社会教育文化課長	県は過去に「ひばり号」という自動車文庫を実施し、図書館のない市町村を巡回していた。現在、ほとんどの市町村で図書館が整備され、設置されていない8町村に対しては、県図書館の役割として、公民館等への貸出文庫を行っている。また、図書が十分でない市町村に対しては、相互貸借として県図書館が中心となり他の図書館から貸し出す仕組みをもっている。従って、自動車文庫として実施していないのが現状である。
教育長	議第2号から議第4号までにつき、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
事務局報告	
(1) 岐阜県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について（非公開案件）	
岐阜県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について報告した。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
(2) 岐阜県における全国レベルの表彰について	
教育総務課長	文化部門・スポーツ部門の1月分をまとめているので、ご確認いただきたい。
(3) 平成27年度教育委員行事予定について	
教育総務課長	前回からの変更点はない。
閉会	
午後2時46分、閉会を宣言する。	